

水道法第25条の3第1項第3号

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人にあって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの